

## 安全指導業務の民間参入促進に向けた取組の工程

平成25年12月24日の閣議決定において、自動車事故対策機構（以下、「機構」という）が実施している「安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進するとともに、その取組についての工程表を平成25年度中に作成し、着実な実行を図ること」とされたことを踏まえ、本工程に基づき安全指導業務の民間参入促進のための取組を推進する。

### I これまでの取組

- 民間参入促進の方針が決定された際、既に認定実績がある適性診断の参入について広報及び業界団体への通知を行った。（H22.6）
  - 運行管理者講習の認定基準を制定した際、安全指導業務の参入について広報及び業界団体等への通知を行い、並びに各地方運輸局において業界団体、自動車教習所等に対する説明会（説明者は本省）を実施した。（H24.4～H24.5）
  - 機構からトラック関係業界団体に対し、文書により参入促進について要請した。（H25.5）
  - 業界団体、自動車教習所団体等から参入阻害要因等についてヒアリング及び意見交換を実施した。（H26.1）
- これらの取組により、平成26年3月末現在まで、46者の参入があった。（取組を強化した平成24年4月以降、32者を新たに認定。）

### II 参入促進に向けた課題

これまでの取組の検証や業界団体等に対するヒアリング等を実施した結果、以下の課題が判明した。

- 地方運輸局において参入促進を図るための体制が整備されていない。
- 参入促進の働きかけ先が業界団体にとどまっている。
- 直近において、業界団体に対する参入促進要請通知が機構単独により行われている。
- 業界団体等が機構に代わって自ら実施することの優位性が見出せないと感じている。
- 行政の相談窓口が国土交通本省のみであるため、地方の事業者にとって不便である。
- 申請窓口が国土交通本省のみであるため、地方の申請者にとって負担が大きい。
- 認定基準や手続きがわかりやすく示されていないため、参入を検討しづらい。
- 業界団体等の事務局側で講師やカウンセラーを自前で確保・育成することが難しい場合における、国等からのサポートが必要。
- 参入後も講師や実施者に対する国等からの継続的な情報提供や指導等が必要。
- 機構のテキストや適性診断システムを利用する場合の提供料金等、その経費負担が大き

く収益につながりにくい。

### Ⅲ 業界団体等に対する働きかけ

参入促進に向けた課題を踏まえ、業界団体の体制等に応じた以下の段階的な取組により参入を促進することとする。

#### 1. トラック関係

##### (1) 全日本トラック協会等への働きかけ

(平成 26 年度)

- ・ 本省から公益社団法人全日本トラック協会及び全国トラック交通共済協同組合(以下「全日本トラック協会等」という。)に対し、参入促進の要請を行うとともに工程表に基づく地方の傘下協会及び傘下組合(以下「地方トラック協会等」という。)への働きかけについて説明し、協力を要請する。
- ・ 国、機構、全日本トラック協会等による定期的な連絡会議を開催し、推進状況を確認し合う。

(平成 27 年度以降)

- ・ 本省から全日本トラック協会等に対し、さらなる参入促進の要請を行う。
- ・ 参入している地方トラック協会等の取組(順次、ノウハウや導入効果等を含む。)について、全国の地方トラック協会等への広報を依頼する。
- ・ 国、機構、全日本トラック協会等による定期的な連絡会議を開催し、取組の結果を検証し、さらに必要な措置を検討する。

##### (2) 大規模地方トラック協会等への働きかけ

(平成 26 年度)

- ・ 各地方運輸局及び沖縄総合事務局(全国 10 ブロック。以下「地方運輸局等」という。)において、比較的体制の整っている大規模な地方トラック協会等に対する参入説明会を行う。
- ・ 地方運輸局等において、大規模な地方トラック協会等と四半期毎等定期的に参入に向けた勉強会を行う。平成 27 年度以降も必要に応じ、定期的な勉強会を行う。

(平成 27 年度)

- ・ 認定取得に向けた土台づくりを目指し、大規模な地方トラック協会等が会場の手配及び受講者又は受診者を募集し、機構等外部からの講師又はカウンセラー(以下「講師等」という。)の派遣とテキスト又は適性診断システムの提供を受けるような業界団体と機構等の協働による実施を提案し事業化を促す。
- ・ 大規模な地方トラック協会等が安全指導業務を実施ができるよう会員各社等との調整、予算、設備及び人員等の検討並びに講師等の派遣のしくみ等の体制整備等を促す。

(平成 28 年度)

- ・ 引き続き、業界団体と機構等の協働による実施を提案し事業化を促す。
- ・ 大規模な地方トラック協会等が講師等を選任できるようにするため、機構において、講師

等の資格要件を満たすための研修を実施する。

(平成 29 年度)

- ・ 引き続き、前年度同様の取組を実施するとともに、可能な限り前倒して、大規模な地方トラック協会等からの認定申請を受け付ける。

(平成 30 年度)

- ・ 大規模な地方トラック協会等からの認定申請を受け付ける。

### (3) 中小規模地方トラック協会への働きかけ

(平成 26 年度)

- ・ 地方運輸局等において、大規模以外の中小規模な地方トラック協会等に対する参入説明会を行う。

(平成 27 年度)

- ・ 地方運輸局等において、中小規模な地方トラック協会等と四半期毎等定期的に参入に向けた勉強会を行う。平成 28 年度以降も必要に応じ、定期的な勉強会を行う。

(平成 28 年度)

- ・ 認定取得に向けた土台づくりを目指し、中小規模な地方トラック協会等が会場の手配及び受講者又は受診者を募集し、機構等外部からの講師又はカウンセラー(以下「講師等」という。)の派遣とテキスト又は適性診断システムの提供を受けるような業界団体と機構等の協働による実施を提案し事業化を促す。
- ・ 中小規模な地方トラック協会等が安全指導業務を実施できるよう会員各社等との調整、予算、設備及び人員等の検討並びに講師等の派遣のしくみ等の体制整備等を促す。

(平成 29 年度)

- ・ 引き続き、業界団体と機構等の協働による実施を提案し事業化を促す。
- ・ 中小規模な地方トラック協会等が講師等を選任できるようにするため、機構において、講師等の資格要件を満たすための研修を実施する。

(平成 30 年度)

- ・ 中小規模な地方トラック協会等からの認定申請を受け付ける。

## 2. バス・ハイタク関係

### (1) 日本バス協会等への働きかけ

(平成 26 年度)

- ・ 本省から公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会(以下「日本バス協会等」という。)に対し、参入促進の要請を行うとともに工程表に基づく大手運送事業者への働きかけについて説明し、協力を要請する。
- ・ 国、機構、日本バス協会等による定期的な連絡会議を開催し、推進状況を確認し合う。

(平成 27 年度以降)

- ・ 本省から日本バス協会等に対し、さらなる参入促進の要請を行う。
- ・ 既に参入している大手運送事業者の取組(順次、ノウハウや導入効果等を含む。)について

て、全国の地方協会を通じた会員事業者への広報を依頼する。

- ・ 国、機構、日本バス協会等による定期的な連絡会議を開催し、取組の結果を検証し、さらに必要な措置を検討する。

### 3. 大手運送事業者への働きかけ

(平成 26 年度)

- ・ 大手事業者に対し、地方協会等を通じて広く参入要請するとともに、地方運輸局等において、比較的体制が整い参入にあたっての障害が比較的少ないと思われる大手運送事業者(バス、ハイタク、トラック)を数社選定し、参入説明会を行う。
- ・ 地方運輸局等において、参入に前向きな大手運送事業者と四半期毎等定期的に参入に向けた勉強会を行う。平成 27 年度以降も参入要請を行うとともに、必要に応じ、定期的な勉強会を行う。

(平成 27 年度)

- ・ 認定取得に向けた土台づくりを目指し、選定した大手運送事業者が会場の手配及び受講者又は受診者を募集し、機構等外部からの講師等の派遣とテキスト又は適性診断システムの提供を受けるような事業者と機構等の協働による実施を提案し事業化を促す。
- ・ 選定した大手運送事業者が安全指導業務を実施ができるよう会員各社等との調整、予算、設備及び人員等の検討並びに講師等の派遣のしくみ等の体制整備等を促す。

(平成 28 年度)

- ・ 引き続き、事業者と機構等の協働による実施を提案し事業化を促す。
- ・ 大手運送事業者が講師等を選任できるようにするため、機構において、講師等の資格要件を満たすための研修を実施する。

(平成 29 年度)

- ・ 引き続き、前年度同様の取組を実施するとともに、可能な限り前倒しして、大手運送事業者からの認定申請を受け付ける。

(平成 30 年度)

- ・ 大手運送事業者からの認定申請を受け付ける。

### 4. その他事業者等への働きかけ

(平成 26 年度)

- ・ 地方運輸局等において、個人タクシー協会等前記以外の業界団体及び参入を希望する又は関心を示している自動車教習所、事故防止コンサルティング企業等(以下「その他事業者等」という。)に対する参入説明会等広範な情報発信を行う。

(平成 27 年度以降)

- ・ 引き続き、その他事業者等に対し、広範な情報発信を行うとともに、参入相談の対応等当該事業者が必要とする支援を行い、参入を促進する。

※ 国、機構、業界団体による定期的な連絡会議を開催し、本工程による取組の結果を検証

し、さらに必要な措置を検討する。

#### IV 参入促進に向けた環境整備

参入促進に向けた課題を踏まえ、窓口の拡充や手続き案内の充実、認定基準の見直し等以下の取組により参入を促進することとする。

##### 1. 申請窓口の拡充

(平成 26 年度)

- ・ 現在、本省のみで行っている申請受付を地方運輸局等において行えるようにするため、受付や審査に関する処理要領を作成する。
- ・ 作成した前記要領等を周知するため、地方運輸局等に対し、説明会を実施する。

(平成 27 年度以降)

- ・ 平成 27 年度当初に地方運輸局等に申請受付窓口を開設する。
- ・ 従来からの本省に加え、地方運輸局等において申請受付を行う。

##### 2. 相談窓口の拡充

(平成 26 年度)

- ・ 現在、国においては本省のみで行っている相談対応を地方運輸局等において行えるようにするため、相談対応に関する処理要領を作成する。
- ・ 作成した前記要領等を周知するため、地方運輸局等に対し、説明会を実施する。

(平成 27 年度以降)

- ・ 平成 27 年度当初に地方運輸局等に相談窓口を開設する。
- ・ 従来からの本省及び機構に加え、地方運輸局等において相談対応を行う。

##### 3. 認定基準の見直し

(平成 26 年度)

- ・ 外部機関等からの派遣による講師等の確保による認定取得が可能であることを明確化する等、認定基準を見直す。

(平成 27 年度以降)

- ・ 改正した認定基準を施行し、これによる認定が可能となること等を参入促進の対象とする業界団体や事業者等(以下「業界団体等」という。)へ周知するとともに改正認定基準に基づき認定を行う。

##### 4. 人材支援

(平成 26 年度)

- ・ 参入を予定する業界団体等の講師等候補者に対し、機構による講師等要件研修を実施する。
- ・ 現在、機構が東京において実施している講師等要件研修を順次地方の主管支所で実施

できるよう体制を整備する。

- ・ 機構からの講師等を派遣するための体制の検討・整備を行う。

(平成 27 年度以降)

- ・ 引き続き、参入を予定する業界団体等の講師等候補者に対し、機構による講師等要件研修を実施する。
- ・ 引き続き、講師等要件研修を順次地方の主管支所で行うことができるよう体制を整備する。
- ・ 講師等の派遣を希望する業界団体等と機構とで調整を行い、講師等を派遣する。

## 5. 手続き案内の充実

(平成 26 年度)

- ・ 認定手続きに関するわかりやすい案内資料(フローチャート等)を作成し、業界団体等へ配布するとともにウェブサイトへ掲載する。

(平成 27 年度)

- ・ 認定基準の改正に合わせて案内資料(フローチャート等)の改定を行い、業界団体等へ配布するとともにウェブサイトへ掲載する。

(平成 28 年度以降)

- ・ あらゆる機会を捉えて、認定手続きに関するわかりやすい案内資料を業界団体等へ配布するとともに引き続きウェブサイトへ掲載する。

## 6. 提供料金の見直し

(平成 26 年度)

- ・ 機構から講習又は適性診断を実施する者(以下「講習等実施者」という。)へ提供しているテキスト頒布料金及び適性診断システム(i-NATS)利用料金を引き下げる等の検討を行う。

(平成 27 年度以降)

- ・ 検討結果を踏まえ、改定料金による提供を実現する。

## 7. 認定後の継続的な支援等

(平成 26 年度)

- ・ 講習等実施者の講師等に対し、定期的(年度毎等)な研修を実施し、講師の育成を支援する等、講習等の質を維持するための体制を検討・整備する。

(平成 27 年度以降)

- ・ 講習等実施者の講師等に対し、定期的(年度毎等)な研修を実施し、講師の育成を支援する。
- ・ 機構以外の講習等実施者が参入した地域において、機構が行う講習回数等を削減する等の調整を行う。
- ・ 国、機構、業界団体による定期的な連絡会議を開催し、本工程による取組の結果を検証し、さらに必要な措置を検討する。(再掲)

## 適性診断・指導講習事業への参入プロセスに係る現行制度

### I. 大臣認定申請に際し事前準備が必要となる事項

①【指導講習】運行管理者資格者証を有する講師の確保（根拠規程：旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「省令」という。）に基づく認定実施要領告示（以下「告示」という。））

【適性診断】産業カウンセラー、交通心理士等の資格を有するカウンセラーの確保（根拠規程：告示）

②職員等の講師の資格研修受講を認定機関(NASVA)に申し込み

③職員等が講師又はカウンセラーの資格研修を受講・修了（認定機関から個人に対し修了証交付）

### II. 大臣認定申請

①自動車局安全政策課宛に必要な書類等を送付

②以下の書類を添付（根拠規程：省令及び告示）

- ・講師又はカウンセラー名簿
- ・定款等及び登記事項証明書
- ・当該業務の実施体制を証する書類
- ・施設又は設備に関する書類
- ・経理的基礎を有していることを証する書類
- ・実績が十分であることを証する書面
- ・業務の内容に関する書類
- ・カウンセラーにあつては、産業カウンセラー、交通心理士又は臨床心理士の資格を証する書類に加え、認定機関が行う所定の研修を修了した旨の書類
- ・講師にあつては、運行管理者資格者証に加え、認定機関が行う所定の研修を修了した旨の書類

### III. 国土交通省における認定審査

①以下の認定基準に沿って審査

- ・当該業務の確実な実施を確保する体制が整備されていること
- ・当該業務を確実に実施するために必要な施設又は設備が備えられていること
- ・当該業務を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎を有するものであること
- ・当該業務又はこれに類するものの実績が十分であること
- ・実施規程を適切に定めていること
- ・実施内容が所定の基準を満たすこと
- ・所定の要件を備えたカウンセラー又は講師が選任されていること

②標準的な処理期間：3ヶ月（※認定次第、事業開始可能）